工事関係委託 (測量) 入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平 (公印省略)

会津若松市測量業務委託契約約款の一部改正に伴う前払金使途の追加について(通知)

標記について、国の取り扱いに合わせ、下記のとおり測量業務委託に係る前払金の使途を拡大いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1 改正内容

前払金の使途に係る条文(第31条)について、「機械器具の賃借料」「交通通信費」及び「修繕費」を加える。

2 適用日

平成28年6月9日以後に入札公告等を行う入札より適用

3 その他

測量以外の業務委託請負約款(建築設計A、建築設計B、土木設計、調査及び工事監理)については、改正はありません。

【参考:改正後の「会津若松市測量業務委託契約約款」抜粋】 (前払金の使用等)

第31条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、 機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通 通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当 してはならない。

【事務担当:総務部契約検査課入札契約グループ 直 0242-39-1221】